

1 社会の潮流

現在、我が国では、急激な少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少時代を迎えています。新型コロナウイルス感染症の拡大も相まって、将来が見通せず、社会を取り巻く環境は一層不確実さを増しています。

加えて、地球規模の環境問題や社会のデジタル化への対応など、次世代への大きな転換期を迎えています。

こうした情勢の中、将来にわたって活力を維持し、誰もが安心して豊かに暮らせる未来を築くためには、中長期的な視野に立ち、時代の変化を的確に捉えた「まちづくり」を進める必要があります。

そこで、総合計画策定に当たり、捉えておくべき事項を次のとおり整理しました。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響（新たな感染症等への対応）

新型コロナウイルス感染症は、全世界に猛威を振るうパンデミックとなりました。

国内においても、2020（令和2）年1月に国内初の感染者を確認し、同年4月には、我が国において史上初の緊急事態宣言が発出されました。

その後も、感染力の強い変異株の出現などにより、感染拡大が繰り返され、緊急事態宣言が幾度となく発出されることで、外出の自粛や施設の休業要請、テレワークによる職場への出勤抑制など、従前の社会経済、生活、価値観が一変させられるほど、人々の暮らしに大きな変化を与えました。

この未曾有の危機的状況をいち早く脱出するため、新型コロナウイルスワクチンの接種など、国を挙げて感染対策が進められたことにより、2021（令和3）年11月現在、感染状況は落ち着きを見せていますが、新型コロナウイルスは完全に収束したわけではなく、再び感染が拡大することも大いに懸念されるところであり、加えて、これまでに受けた経済面での影響も大きく、コロナショックとしての消費の落ち込みなど、今後の動向を注視していく必要があります。

このように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療体制のひっ迫を始め、東京一極集中のリスクやグローバル・サプライチェーンの脆弱^{ぜい}さなど、日本社会が抱える潜在的な課題を浮き彫りにし、集中から分散、過度な依存からの脱却など、その解決の重要性を再認識させることとなり

ました。

このため、国では、「官民挙げたデジタル化の加速」、「活力ある地方創り」、「経済安全保障の確保」など、ポストコロナを見据えた動きを加速させています。

この大きな社会の転換に対応できるよう、地方自治体においても、新たな感染症等の脅威に対する備えや対応策が求められています。

(2) 本格的な人口減少時代の到来

我が国の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少局面に入りました。年間出生数は、2016（平成28）年に、国の統計開始以来、初めて100万人を下回り、2020（令和2）年には統計史上最少の84万835人となるなど、死亡数が出生数を上回る自然減が続く、本格的な人口減少社会を迎えており、将来人口は、2060（令和42）年に9,284万人まで減少すると予測されています。

総人口が減少傾向を示す中、総人口に占める65歳以上人口の割合は上昇し続ける一方で、年少人口や生産年齢人口の割合が減少し続けるなど、今後、少子高齢化が一層進行することが見込まれています。

特に、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）への更なる人口の集中が進み、それ以外の地方圏では、人口減少・少子高齢化が顕著になると予測されています。

地方圏から東京圏への転入超過数の大半は、進学や就職をきっかけとする10代後半、20代の若者が占めていることから、地方圏における人口減少・超少子化が一層顕著となり、それに伴う働き手の減少などによる地域活力の低下が危惧されています。

そのため、国では、地方の人口減少に歯止めを掛けるとともに、若者の東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していけるよう、地方創生の取組を更に加速し、推進していく必要があるとしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京一極集中に変化の兆しも見られるものの、抜本的な改善には至っておらず、将来のあるべき姿を見据え、人口減少に歯止めを掛けるための、更なる対策の強化が求められています。

(3) 超高齢社会への対応

我が国では、諸外国に例を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、これを象徴する問題の一つとして、総人口の中で最も層が厚くなっている「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）が後期高齢者となる「2025年問題」が注目されています。

今後、医療・介護の問題に加え、年金問題、労働力不足、税収の減少や社会保障費の急増による国・自治体財政の悪化など、多方面に影響が及ぶことが懸念されており、これからの日本は、超高齢社会に応じた仕組みを整えるため、この2025年問題に正面から向き合わなければなりません。

その5年後、2030（令和12）年には、団塊の世代が全て80歳以上となるため、本格的に介護や支援の必要性が高まることが懸念されており、シニア世代の健康・生きがいといった生涯現役・生涯活躍社会づくりや高齢者福祉施策の推進、支え合いの地域社会づくりなどの必要性が一層高まると予測されています。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークを迎える2040（令和22）年頃を展望すると、持続可能な社会保障制度の確立が必要となります。給付と負担の見直しに加え、生涯現役の就労・社会参加の促進、健康寿命の延伸などによる社会の活力の維持向上、労働力不足が強まる中での医療・介護サービスの確保に向けたテクノロジー活用等、医療・福祉サービスの抜本的な改革が課題となっています。

このような状況の中、国においては、人口減少・少子高齢化の更なる進行と人生100年時代の到来を見据え、高齢者だけではなく、子どもたち、子育て世代、更には現役世代まで、全ての世代が広く安心して暮らすことのできる「全世代型社会保障制度」の仕組みづくりを進めており、その実現に向けて、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革が求められています。

(4) 安全・安心への危機意識の高まり

2011（平成23）年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」から10年が経過しましたが、2016（平成28）年の「熊本地震」など、近年、日本国内では多くの地震が発生し、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが再認識されています。

特に、被害規模が東日本大震災を上回ると想定される「首都直下地震」や「南海トラフ地震」は、今後30年以内の発生確率が70%から80%と非常に高く、太平洋沿岸における大規模地震の発生が懸念されています。

これらの地震リスクに加え、近年では、全国各地で過去に経験のない記録的な大雨が観測されています。2019（令和元）年の「東日本台風」を始め、「令和2年7月豪雨」や、2021（令和3）年7月に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害、同年8月に発生した線状降水帯による大雨被害等、地球温暖化に伴う気候変動により、頻発する局地的・集中的な豪雨や、大型台風などによる水害・土砂災害リスクが高まっています。

加えて、高齢化の進行による災害時要配慮者の増加、倒壊のおそれのある空き家の増加、高度経済成長期に整備された公共インフラの老朽化など、様々な社会リスクも合わさり、暮らしの根幹となる安全・安心への危機意識が一層高まっています。

さらに、避難の長期化が強いられる大規模災害発生時には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療体制のひっ迫と相まって、災害対応と同時に感染症対策も求められる「複合災害」の発生が懸念されています。

今後は、過去の災害から得た経験や教訓から、あらゆる事態を想定し、必要な予防策を講じるとともに、発生時も被害を最小限に抑える危機管理体制の強化が重要となります。

これには、行政のみならず、多様な主体との連携の下、住民一人一人の行動変容を伴う包括的な危機管理や非常時への適切な備えにより、安全に安心して暮らせる地域づくりが求められています。

(5) 脱炭素社会の実現に向けた取組

2015（平成27）年に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、2020（令和2）年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」は、1997（平成9）年に定められた「京都議定書」の後継となるもので、産業革命前からの地球の平均気温上昇を1.5℃に抑えるため、世界の温室効果ガス排出量を今世紀後半に実質ゼロにする、すなわち「カーボンニュートラル」への取組が求められています。

また、現在では、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた

経済の復興につなげようと、世界各国で気候変動対策への積極投資が促されており、地球温暖化への対応は、もはや経済成長の制約ではなく、積極的な対策が大きな成長につながるという発想の転換が一層重要になってきます。

日本においても、2020（令和2）年に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、国の地球温暖化対策推進本部において、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、グリーン社会の実現に向けて「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策が展開されています。

エネルギー自給率が低い日本では、地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存から、再生可能エネルギーへの転換が急務となっています。

さらに、近年、海に流出したプラスチックごみによる生態系への影響が懸念されており、海洋プラスチック対策の動きも世界レベルで加速しています。

このように、地球規模での環境問題を取り巻く国際的な潮流や国の動向は、時代の転換点ともいえる大きな動きを見せており、地方自治体においても、脱炭素社会の実現に向けて、持続可能な循環型社会システムの形成を始め、環境対策の一層の推進が求められています。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成27）年に国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現に向けて2016（平成28）年度から2030（令和12）年度までの15年間で達成するために掲げた目標であり、「Sustainable Development Goals」の略称です。

具体的には、サミットの成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標として設けられたもので、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

SDGsは、持続可能な世界を実現するために、発展途上国のみならず、先進国も含めたあらゆる国々が取り組む普遍的なものであり、国を先頭に、

地方自治体、民間企業、NGO、有識者等が、それぞれの役割から、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対し、統合的に取り組んでいくことが求められています。

そのような中、国は、SDGs推進に当たっての地方自治体の役割の重要性を指摘し、2017（平成29）年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方自治体におけるSDGsの取組推進が位置付けられました。

加えて、国では、ポストコロナの時代に向けて、コロナ禍に打ち勝つだけでなく、「よりよい復興」に向けて取り組むために、SDGsを重要な指針として臨むことが重要であるとし、「感染症対策と次なる危機への備え」、「よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」、「SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」、「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」という4つの柱を掲げ、更なるSDGsの推進を図ることとしています。

地方自治体におけるSDGsの取組は、「誰一人取り残さない」社会の実現はもとより、人口減少、地域経済の縮小などの地域課題解決に資するものであり、SDGsの取組を原動力とした地方創生の推進が期待されています。

(7) Society5.0実現に向けたDXの推進

Society5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の社会となります。

第4次産業革命の進展が、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えるとともに、経済成長や健康長寿社会の形成等につながり、人々に豊かさをもたらし、個人が生き生きと暮らせる超スマート社会になります。

国は、2016（平成28）年に閣議決定した「第5期科学技術基本計画」において、世界に先駆けてサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合により人間中心の社会を実現する「Society5.0」というコンセプトを打ち出しました。この社会は、IoT（Internet of Things。モノのインターネット）で、全ての人とモノがつながり、AI（人工知能）

等により様々な知識や情報が共有され、ロボットや自動走行などの先端技術、ビッグデータの活用等による技術革新を通じて、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服が期待されます。

Society5.0の実現に向けた取組は、SDGsの達成にも通じるもので、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会を世界に先駆けて実現していくとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により浮き彫りとなった日本社会の多くの課題の解決と今後の経済成長を図るため、日常生活や社会・経済などあらゆる場面でその在り方や仕組みを根本から変革する、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進すべく、2021（令和3）年9月1日に、デジタル庁が創設されました。

今後は、産業構造や、働き方などのライフスタイルも含めた、あらゆる社会基盤・ルールをデジタル化に対応させることが求められています。

(8) 急速に進む産業構造の変化

日本の産業構造は、第1次産業、第2次産業の就業者数が減少する一方で、第3次産業では医療・福祉分野、情報通信業等のサービス業を中心に就業者数が増加しており、就業構造は、今後、よりサービス業へシフトしていく可能性が高いと言われています。

このような中、第1次産業である農林水産業は、生産額や従事者などが減少傾向にあり、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが課題となっています。

第2次産業である製造業は、近年、米中貿易摩擦や英国のEU離脱など、世界的な不確実性の高まりや、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国を始め、アジア域内への生産拠点の立地を行ってきたグローバル・サプライチェーンの寸断が発生したことから、サプライチェーンの再構築や強靱化が求められています。

第3次産業であるサービス業は、就業者数自体は増加傾向を示しているものの、介護・看護等では求人需要が求職需要を上回り、人手不足となっているなど、雇用のミスマッチが生じています。

さらに、近年、I o Tやビッグデータ、A I、ロボット等に代表される産業・技術革新が急速に進んでおり、将来的には、産業構造や就業構造が大きく変化することも予想されます。

加えて、2050（令和32）年のカーボンニュートラルを見据え、大企業・中小企業を問わず、脱炭素化を企業経営に取り込むことが必須となっており、その対応が企業の競争力を左右するようになっていることから、企業においては、再生可能エネルギーや新たなエネルギーの活用などによる燃料及び原料の双方における化石資源からの転換に取り組むことが求められています。

地方自治体においても、これらの変革が産業・経済へ及ぼす影響を的確に捉えるとともに、働き方等のライフスタイルや、企業と地域社会との関係性の変化にも対応していく必要があります。

(9) 地域共生社会の実現に向けた取組

近年、人口減少・少子高齢化に加えて、核家族化を始め、ひとり親家庭や単身世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、近隣住民との関係の希薄化が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まっています。

地域においては、高齢者の介護といった一面的な問題にとどまらず、障害者支援、子育て支援など、複合的な課題、困難な課題を抱える家庭や地域が増えています。

各種相談窓口には、多様で複雑な問題が寄せられ、既存の体制や行政サービスでは、制度の狭間の問題、限られた人材・資源、相談者側の利用のしにくさといった課題が大きくなっており、従来の縦割り体制を超えたサービス関係者間の調整と連携が必要になっています。

また、増加する福祉需要に対する人材・財政の分量的な限界というだけでなく、複雑化した地域課題、孤立した家庭の支援には、行政による福祉サービスに加え、近隣住民の支え合いと交流、誰もが役割と生きがいを持つことが大きな解決力につながると言われています。

そこで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会、いわゆる「地域共生社会」を築いていくことが求められています。

地域共生社会の理念は、制度や分野の枠、「支える側」・「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域、社会を創るという考え方で、福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など、他の政策領域に広がるものです。

地域共生社会の実現に向けて、地方自治体においても、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に展開することが求められています。

(10) 子どもたちが「生きる力」を育むための教育

グローバル化や技術革新の急速な発達により、これからの時代はますます将来の予測が困難となります。

また、児童虐待の増加、いじめ・非行・不登校・ひきこもりやヤングケアラーの増加など、子どもを取り巻く社会環境は様々な課題を抱えています。

このような状況の中、子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められています。

子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、新しい学習指導要領による教育が、小学校では2020（令和2）年度から、中学校では2021（令和3）年度から開始し、高等学校では2022（令和4）年度から始まります。

新しい学習指導要領では、小学校での外国語教育の導入や、「プログラミング教育」を必修化するなどの社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

同時に、子どもたちが、社会に出てからも、学校で学んできたことを積極的に生かせるよう、「主体的・対話的で深い学び」、「カリキュラムマネジメント」を通して、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱から成る「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくこととしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校では、様々な

感染症予防対策に取り組んでいますが、将来、同様の事態が再び生じ、学校が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、子どもたちの学びを確実に保障し得る環境を構築していくことが求められています。

さらに、現在、国では、少子化の進行に対応するため、労働環境の変化や、非婚化、晩婚化に伴う出生率の低下などの様々な課題に横断的に対応し、関係省庁における子ども関連の政策の縦割り弊害をなくす「こども庁」創設に向けた検討を進めています。

(11) 自治体経営の転換

自治体経営は、人口減少や少子高齢化の進行等による構造的課題に直面し、大きな転換期を迎えています。

地方分権により、地方自治体への権限移譲が進む中、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行うためには、更なる権限や財源の確保、不断の行財政改革の推進による住民サービスの向上が求められています。

このような中、コロナ禍において、国や地方の情報システムが円滑に連携できないことなどにより、行政サービスのデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。

そこで、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できる仕組みへと作り変えるよう、2021（令和3）年9月1日、デジタル庁が創設されました。

これにより、今後5年程度で全国の情報システムを標準化し、住民サービスや行政運営の効率化につなげるなど、国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図ることとしています。

一方、高度経済成長期に集中的に整備された道路、橋梁、上下水道などの公共施設等の老朽化が、今後、急速に進行し、自治体経営を圧迫することが懸念されています。これらのインフラや公共施設の修繕、維持管理に関する費用の増大が見込まれますが、人口減少などにより公共施設等の利用需要の変化が予想されています。

そのため、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、自治体の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の維持・管理や最適な配置を実現することが求められています。

こうした自治体経営の転換によって、将来にわたり、効果的かつ効率的なサービスを提供していくことが必要となります。

2 本市を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少問題・地方創生への対応

本市の人口は、戦後の高度経済成長期に急激に増加しましたが、1983（昭和58）年の206,260人をピークに減少に転じています。

年齢3区分別に見ると、年少人口は、第2次ベビーブーム（1970年代前半）で一時的な増加が見られた後、減少傾向が続いており、生産年齢人口は、1990（平成2）年の約15万人をピークに大幅に減少しています。

一方で、老年人口は、一貫して増加傾向が続き、2000（平成12）年には年少人口を上回るなど、今後も人口減少・少子高齢化が進行することが見込まれています。

本市の人口動態を見ると、若者を中心に、社会減（転出超過）の傾向が続いており、特に20～39歳までの女性はピーク時の半数程度まで減少し、これに伴う形で近年は、出生数の減少による自然減が続くという、二重の減少構造となっています。

そのため、本市においては、地方創生・人口減少対策を喫緊かつ最重要の課題と位置付け、人口減少を始めとした様々な課題を克服し、将来にわたって活力あるまちづくりを推進するため、2020（令和2）年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間で重点的に取り組む目標、施策の基本的方向等をまとめた「第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略により、若者の主な移動要因となる「しごと」と「住まい」に関する施策に重点的に取り組むとともに、自然減対策としての「子育て支援」や、「ひと」と「しごと」の好循環を支える「まちの魅力」を高める施策について、更なる充実を図りながら、継続的に取り組んでいます。

さらに、コロナ禍におけるテレワークなど、「ニューノーマル」となった新しい働き方や暮らし方を模索する機運の高まりを的確に捉え、「移住促進」に関する施策に引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 医療・福祉、介護施策等の充実

団塊の世代が後期高齢者に達する2025（令和7）年を間近に控える中、本市においては、国や県を上回るスピードで高齢化が進行しており、今後、更にひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの介護や支援を必要とする高

齢者が増加していくことが予想されています。

このため、地域包括ケアの推進を始め、高齢者の外出支援や居場所の確保、ごみ排出困難世帯に対する戸別訪問回収、移動スーパーによる買物弱者支援対策などの取組を進めてきました。2025年という前例のない変化の時代を迎えようとしている今、高齢者を地域全体で支える体制づくりの更なる推進、介護予防や社会参加の促進、生きがいづくり、健康づくりなど、超高齢社会の中でも、誰もが生涯にわたり活躍できる環境づくりに向けた取組を進めています。

また、本市においても、核家族化や価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等を背景に地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、介護や子育てへの不安、社会的孤立、高齢者や障害者の社会的障壁、生活困窮など様々な課題が顕在化しており、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての人が安心して生活できる環境づくりの更なる充実が必要となっています。

一方、2020（令和2）年の出生数は、国の統計史上最少の84万835人となり、本市も1千人を割り込むなど、全国的に急速な少子化の進行が懸念される中、日立総合病院における地域周産期母子医療センターの再開を果たしました。

今後も、結婚の希望をかなえる出会い応援を始め、市を挙げて次世代を担う子どもと子育て世帯を支援し、「子育てするなら日立市で」と思われるよう、切れ目のない支援策を通じた安心して子育てできる環境の更なる充実が求められています。

加えて、高齢化の進行等に伴い医療需要の増大が見込まれる中、一人当たりの医療費は増加傾向にあることから、生活習慣病予防などの健康づくりの促進を図るとともに、新たな感染症への対応を含め、医療を必要とする人が適切な医療を受けられるよう、高度医療を始めとした地域医療体制の更なる充実に取り組む必要があります。

(3) 安全・安心のまちづくり

本市では、市民が安全に安心して暮らせるまちの実現を目指し、ソフト・ハード両面から、防災・減災対策を積極的に推進するとともに、消防・救急体制の強化や防犯・交通安全の確保に向けた取組を進めてきまし

た。

このような中、2021（令和3）年3月には、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、甚大な被害の発生を避けること、さらには、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施し、「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った安全・安心な社会を作り上げるため、「日立市国土強靱化地域計画」を策定しました。

暮らしの安全・安心を確保することは、市民が本市に「住みたい」、「住み続けたい」と思うための最も重要な要素となります。

今後も、激甚化・広範化する自然災害や原子力災害を始めとしたあらゆる災害を想定し、市民一人一人にとって最適な避難行動計画を策定するとともに、災害時の広報手段や、新たな感染症対策を含む避難所機能、地域防災体制の充実など、危機管理体制の更なる強化や、総合的な治水対策、災害に強く安定したライフラインの確保など、地域の強靱化に向けた取組を推進する必要があります。

加えて、いざというときに、市民一人一人が迅速かつ的確に行動できるよう、日頃から、防災知識の啓発活動や地域と連携した防災訓練を通して、自助・共助・公助の理念に沿った市民の防災意識の向上を絶えず図っていくことが求められます。

また、市民が安全・安心をより一層実感できるよう、市民との協働による地域防犯体制の強化や地域の防犯活動を支える人材の育成、市民への交通マナーの普及徹底による交通安全の強化、消防・救急体制の更なる充実などに、引き続き取り組んでいく必要があります。

(4) 教育と文化の振興

本市では、これまで、「日立市教育大綱」や「日立市教育振興基本計画」に基づき、「教育は日立市で」と思われるよう、自ら学び考える確かな学力の育成に取り組むとともに、学校と地域の協力関係の下、保護者や地域住民等が積極的に子どもの教育に携わることで、豊かな心と健やかな体、社会的・職業的な自立に必要な能力や姿勢を育てる教育を推進してきました。

また、市民の誰もが生涯にわたって学習できる機会の提供を始め、青少年の健全育成、ラジオ体操やスポーツによるまちおこし、地域の特色ある

文化資源の活用、多様な市民の文化・芸術活動の支援などに取り組むとともに、国際親善姉妹都市や国内親善・友好都市との積極的な交流の促進を図ってきました。

そのような中、近年、小中学校については、児童生徒数の減少に伴って、様々な教育的課題が指摘されるようになりました。子どもたち一人一人が立派に成長するよう課題を解消し、子どもたちが学ぶ環境を守るため、2021（令和3）年2月、「日立市立学校再編計画」を策定しました。

今後、本市教育の基本理念である「未来を拓く人づくり」に向けて、通学区域の見直しや学校の統合などにより、学校の再編に向けた取組を進め、子どもたちの教育環境整備と学校教育の充実を図っていく必要があります。

さらに、平均寿命が延び、人生100年時代が到来する中で、現役世代から高齢世代までが、いつでも、どこでも学び続けられる生涯学習の機会の更なる充実に向けた取組を進める必要があります。

加えて、心身の健全な発達や健康の増進、交流の拡大など、多面的な効果が期待されるスポーツを活用したまちづくり、社会情勢の変化に対応した青少年の健全育成、国際親善姉妹都市や国内親善・友好都市を始めとした他都市との教育・文化等の各分野での更なる交流の促進などに取り組む必要があります。

そして、このまちに住む全ての人々が協働して、「ひたちらしさ」という個性ある文化を育て、誇りを持って、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちの実現に取り組んでいく必要があります。

(5) 産業の振興

本市は、明治時代以来、鉱工業を中心とした産業の形成、集積とともに発展を続けてきたまちであり、今なお、市内総生産額においても、そのおよそ5割を製造業が占めている、「ものづくりの都市」であるといえます。

しかし、その基幹産業となる第2次産業については、産業構造の変化やグローバル化等に対応した市内大企業の再編を始め、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた対応など、ものづくりを支える市内中小企業を取り巻く環境の厳しさが増えています。

これらの変革に対応できるよう、新たな製品開発や技術開発、販路開拓などによる産業競争力の強化を始め、新産業の創出・転換やイノベーション

ンの創出、カーボンニュートラルを見据えたエネルギーの転換に向けた取組を促進していく必要があります。

また、茨城港日立港区におけるLNG基地の稼働に伴う波及効果や完成自動車の輸出入拠点としての強みなどをいかしながら、多様な物流需要に対応できるよう、港湾機能の充実を図るとともに、新たな産業立地に向けた環境整備に取り組んでいくことが求められています。

第1次産業については、次世代を担う後継人材の確保と育成に努めながら、商品価値の高い農水産物の生産や観光等との連携による販路拡大、収益の多角化など経営の安定化を図っていくことが必要であり、積極的な支援が求められています。

第3次産業については、多様化する消費者ニーズへの対応や商店街の機能維持と魅力向上、日常生活を支える買物環境の維持を図っていく必要があるほか、にぎわいの創出や新たな来街目的となるような、地域の特性をいかした魅力あふれる商業施設の誘致など、商業全体の振興が求められています。

さらに、観光分野においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により観光客が大きく減少しており、ポストコロナを見据え、観光資源の磨き上げやニューツーリズムの創出、かみね動物園へのジャイアントパンダの誘致などのほか、観光拠点施設の更なる魅力向上に取り組む必要があります。

本市の就業人口は、1995（平成7）年をピークに減少傾向が続いています。若者や女性を始め、市内企業の人材の確保や定着を支援するとともに、多様な働き方の支援など、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・創出と、働きやすさ・やりがい・処遇などの「雇用の質」の確保・向上に取り組んでいく必要があります。

(6) 都市基盤と市街地の整備

本市は、県北地域の中心都市として、また、東京圏と東北地方を結ぶ拠点都市として、計画的・効率的な投資を行い、魅力ある都市基盤づくりを進めてきました。

しかし、駅前などの中心市街地や、山側住宅団地を始めとする大規模住宅団地において、建築物等の老朽化や居住者の高齢化が進行するとともに、

空き家・空き地、低未利用地が増加しており、都市の魅力低下が課題となっています。

そこで、2020（令和2）年3月に「日立市都市計画マスタープラン」を改定するとともに、「日立市立地適正化計画」を策定し、本格的な人口減少・少子高齢化の時代においても、持続可能なまちであり続けるため、「生活利便性と公共交通利便性が高いコンパクトな都市構造」の構築を進めています。

具体的には、5つのJR駅を有するという本市の特性から、駅周辺や都市の拠点・生活の拠点となるべき地区において、計画的な都市機能等の配置を始め、空き家・空き地、低未利用地の有効な利活用などに積極的に取り組み、安全・安心で生活利便性が高く、魅力ある都市空間の創出を図る必要があります。

また、大規模住宅団地等については、社会基盤などの既存ストックを有効活用するとともに土地利用の更新を図り、若者・子育て世代を中心とした移住・定住を促進していく必要があります。

さらに、海と山の間に挟まれた南北に細長い土地に市街地が形成されているという地形的特性から、南北軸の主要な幹線道路に交通が集中し、慢性的な交通渋滞が発生していることが長年の課題となっており、引き続き、幹線道路である国道6号や国道245号に加え、国道293号の4車線化などの整備を促進していくことが求められています。

市民に身近な交通手段である公共交通については、地域の実情を踏まえながら、機能維持を図りつつ、次世代モビリティの導入等、利便性の向上を図るとともに、新たな南北幹線軸としての役割が期待されるひたちBRTの常陸多賀駅以北の延伸を計画的に進める必要があります。

なお、老朽化が進む生活道路、公園、水路、上下水道など、市民生活に欠かせない公共インフラについては、安全面を第一に、市民のニーズを踏まえながら、計画的に維持・更新を進める必要があります。

(7) 循環型社会の形成に向けた取組

本市は、かつて鉱工業都市として発展した過程において、市民と企業との協力により、煙害を克服したという誇るべき歴史を有しています。

これにより、先人たちの環境に対する思いを継承し、朝日の美しい太平

洋を臨む海岸線を始め、西に連なる多賀山地の山々など、豊かな自然と暮らしやすい気候に恵まれた環境を後世に引き継いでいけるよう、市民、企業及び行政のパートナーシップで、自然環境の保全や意識啓発など環境への取組を積極的に進めてきました。

このような中、世界的な潮流である2050（令和32）年のカーボンニュートラルに向け、地方自治体においても、温室効果ガスの排出抑制等の取組が求められており、本市においても、「環境都市・日立」の名にふさわしい、環境にやさしい循環型社会の形成に向けた取組を推進していく必要があります。

日立市内での温室効果ガスの排出量は、部門別では、産業部門がそのほとんどを占めており、その削減に向けた対策が重要となります。これには、水素を始め、化石燃料に由来しないエネルギーへの転換や、コジェネレーションシステムの導入などの安定供給が可能なエネルギーを軸に、太陽光発電などの再生可能エネルギーを組み合わせることが求められており、市としても、各公共施設における太陽光発電の導入など、温室効果ガスの排出削減に努めてきました。

また、家庭部門では、新エネルギーとして、住宅用太陽光発電の普及に取り組んできましたが、これに加えて蓄電池システム等の併用を積極的に推進していくなど、更なる普及と安定的な活用に向けた取組が必要となります。

今後は、市民や企業と連携・協働しながら、再生可能エネルギーを始めとした新たなエネルギー環境の構築や省エネルギーの推進、ごみの減量化・再資源化などによる資源の有効活用、環境負荷の少ない都市空間の形成など、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に進めるとともに、災害時におけるレジリエンス向上の観点を含めたエネルギーの地産地消など、これからの時代に合った持続可能な循環型社会の形成を図っていく必要があります。

(8) 協働とデジタル化による持続可能なまちづくり

本市では、コミュニティや各種市民団体、大学、企業を始めとする、多様なまちづくりのパートナーとの連携・協働により、特色あるまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、その担い手不足や、市民のライフスタイル・価値観の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴うコミュニティ機能の低下が課題となっています。

このような地域課題の解決に向け、引き続き、市民の声に耳を傾け、ニーズを施策に適切に反映していくのはもちろんのこと、行政とコミュニティが対等のパートナーとして、お互いを支え合い、共に地域を作っていくための体制づくりなどに取り組む必要があります。

また、地域の将来を担う若者世代が、自分らしく生きながら、本市を舞台にしっかりと活躍できるよう、あらゆるチャンス・機会の創出に継続的に取り組む必要があります。

加えて、女性が更に活躍するための男女共同参画社会の実現に向けた取組や外国人のサポート体制の強化など、誰もが住みやすい地域づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、デジタル技術の活用により、市民一人一人が、ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現に向けて、官民を挙げた取組が求められています。

行財政運営の面では、人口減少・少子高齢化の進行、地域経済の低迷などにより、市税の減収が予測される一方、歳出面では義務的経費の増加が見込まれることに加え、新型コロナウイルス感染症への対応等、新たな財政支出も必要となっています。

このため、あらゆる財源確保の取組や行政のデジタル化を始め、様々な視点から不断の行財政改革を推進し、選択と集中を図りながら、効果的な財政運営を行う必要があるとともに、複雑かつ多様化している行政課題に対応できるよう、計画的な人材の育成等による組織力の向上に取り組み、市民サービスの更なる向上と安定的な提供を行っていく必要があります。

そして、「市報」はもとより、デジタル配信による行政情報の提供強化を図り、市民一人一人の安全・安心な生活を支援していくほか、このふるさと「ひたち」を市民が誇りに思えるよう、ひたちらしさを発信するシティプロモーションに積極的に取り組んでいく必要があります。

あわせて、公共施設等の適切な管理運営に向けて、総量の削減や公共施設の複合化・集約化に取り組む必要があります。

3 まちづくりの基本理念

これまで本市では、「暮らし」、「まちの活力（仕事や産業など）」、「地域力（ひたらしさ）」、そして、それらを形作っていく「人」という視点を主軸に置きながら、まちづくりを進めてきました。

これらの視点は、本市のまちづくりの根幹を成すもので、時代を経ても変わらない、いわば、まちづくりの普遍的な理念であると言えます。

前基本構想では、東日本大震災からの復興が喫緊の課題となる中、まちづくりの基本理念として、「くらしの安心をつなぐ」、「まちの活力を育む」、「地域の力を磨きいかす」を掲げ、市民、企業、行政が力を合わせ、誰もが安心して生き生きと暮らし、本市の魅力を実感し、未来に希望を持って暮らせることを目的に、まちづくりを進めてきました。

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響等により世界レベルで社会経済情勢の不確実性が高まる中、また、市民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、人と人、人と地域の関係性の希薄化が叫ばれる中であっても、全ての人々が、共助の精神を持って、安心して生き生きと暮らせるまちの実現を目指し、次の3つの理念を設定します。

・安心とやさしさにあふれるまち

市民一人一人が、思いやりを持ち、互いに寄り添い、安全に、そして安心して快適に暮らせるよう、人にやさしく、豊かな包容力で包み込み、住みたい人を受け入れ、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

・活力とチャレンジにあふれるまち

本市を取り巻く社会経済情勢が急速な動きを見せる中、進取の気性をもって、積極的に新たな産業の振興やにぎわいの創出に取り組むことにより、まちの活力を育み、誰もが生きがいを持ち、生涯にわたって、あらゆることにチャレンジし続けることができるまちづくりを進めます。

・「ひたらしさ」があふれるまち

豊かな自然環境や災害が少なく温暖な気候、多様な地域資源など、本市が有する他にはない恵まれた「強み」をいかし、「ひたらしさ」を磨き育み、新たな価値を生み出しながら、このふるさと「ひたち」を誇りに思えるよう、総合力を備えた唯一無二のまちづくりを進めます。

4 将来都市像

前「日立市総合計画」（計画期間 2012（平成24）年度～2021（令和3）年度）においては、「生活未来都市・ひたち ～知恵と自然が響き合い、くらしを明日につなぐまち～」を指すべき将来都市像と定め、その実現に向けて、各種施策を着実に推進してきました。

中でも、若者・子育て世代への支援や、生涯活躍社会の実現に向けた取組、市民の安全・安心の確保、産業の振興や幹線道路の整備等による都市力の向上、「ひたちらしさ」をいかしたまちづくりなどについては、特に重要な事項として、選択と集中を図りながら、重点的に取り組んできました。

しかしながら、策定から10年が経過する今、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、新たな行政課題が生じています。これらに的確に対応し、今後も持続可能なまちとして発展し続けるためには、これまでのまちづくりの方向性に新たな視点を加えながら、更に発展・継承していく必要があります。そのため、指すべき将来都市像を次のように定めます。

共創で新たな歴史を刻む 次世代型みらい都市 ひたち ～人づくり・まちづくり・そしてみんなの幸せづくり～

「共創で新たな歴史を刻む」は、人口減少・少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響など、様々な課題に直面する中であっても、本市まちづくりの歴史的な気風である市民・企業・行政が共に手を携え、「地域共創」の精神を更に前面に出し、持てる力を十分に発揮し合い、困難を乗り越え、未来を切り拓いていくという強い意志を示しています。

また、将来への先行きが見えず、不確実性が高まる時代であっても、逆境を更なる成長のチャンスと捉え、本市が有する「ものづくり」の知恵や技術、地域の力など、「まちの資産」を最大限にいかしながら、社会情勢の変化や新たなニーズに的確に対応し、新たなまちの価値を創造していくことで、力強く生き抜いていきます。そうすることにより、市民サービスや都市機能などが格段に進歩した状態である次世代型の一步進んだ「みらい都市」を築き、本市の新たな歴史の1ページを紡いでいきます。

さらに、まちの発展を支える「人財」の育成に注力し、様々な主体が連携・協働しながら、より多角的な視点を持ってまちづくりを進めていくことで、全ての世代が幸せを実感できるまちを目指していきます。

5 基本構想の期間

基本構想の目標期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

6 将来人口

本市では、2020（令和2）年3月に、国や県の地方創生の動きや本市におけるこれまでの取組の検証等を行い、第2期の「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、「日立市人口ビジョン」を改訂し、人口減少克服と地方創生に重点的に取り組んでいます。

そこで、本総合計画の目標年次である、2031（令和13）年度の人口は、第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「日立市人口ビジョン」との整合を図り、15万人と想定します。

7 施策の大綱

目指すべき将来都市像・基本理念の実現に向けて、6つの大綱を設定し、施策を体系的に推進します。このため、基本となる施策の目標と方向性を示します。

大綱1 福祉・医療 「健やかに生き生きと暮らせるまち」

目標 子どもから高齢者まで、全ての世代が健やかに生き生きと暮らせるまちを実現します。

本市は、全国的にも早くから「福祉のまち日立」として各種施設整備などの先進的な取組を進めるとともに、近年では、市独自の子育て支援策や本格的な超高齢社会の到来を見据えた地域包括ケアシステムの推進などにも重点的に取り組んできました。

今後は、市独自の子育て支援策を始めとした切れ目のない支援に引き続き取り組むとともに、ニーズの変化に応じた制度の拡充、子育てに関する情報発信・相談体制の充実に努めるなど、市を挙げて、子どもや子育て世代を支援していきます。

また、地域包括ケアシステムの更なる推進や障害福祉サービスの一層の充実を図り、全ての人が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる共生社会の実現を目指します。

さらに、周産期医療や救急医療など地域医療体制の充実を図るとともに、高齢化の進行や新型コロナウイルスのような新たな感染症などで増大する医療・介護需要への対応、人生100年時代を見据えた健康づくりの促進などを進めます。

① 出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援（子ども福祉）

結婚したい男女の出会いを応援し、全ての家庭がその希望に応じて子どもを産み育てやすく、そして全ての子どもが健やかに育つことができる環境の更なる充実を図るため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てといった各ライフステージに応じた支援を推進します。

② 明るく活力ある長寿社会の構築（高齢者福祉）

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、地域で支え合う体制の強化と高齢者の社会参加の促進を図るとともに、認知症施策の充実や介護予防・健康づくりの推進、介護サービスの質と量の確保に取り組みます。

③ 尊重し合い、共に生きる社会の実現（障害者福祉）

障害者が、地域社会の中で安心して生活できるよう、障害者の社会参加の促進を図るとともに、自立した地域生活を支えるサービスの一層の充実に取り組みます。

④ 地域全体で支え合う福祉の推進（地域福祉・地域共生）

地域における生活課題を解決し、誰もが安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域住民やコミュニティ、民生委員などとの協働により、人と人がつながり、支え合うまちづくりを進めます。

⑤ 市民の健康と暮らしの安心を支える医療の充実（地域医療体制等）

安心して子どもを産み育てられる医療環境の充実を図るほか、高齢化の進行に伴う医療需要の増大や、新たな感染症の流行、様々な災害の発生などにも対応できる地域医療体制の整備を進めます。

⑥ 人生100年時代を見据えた健康づくり（健康づくり）

誰もが生涯を通じて健やかで生き生きと暮らせるように、日常における市民一人一人の主体的な健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を図ります。

大綱 2 教育・文化 「未来を拓く人と多様な文化を育むまち」

目標 未来を拓く人材を育成するとともに、地域の特徴ある豊かな文化を育みます。

本市では、学校教育の更なる質の向上や、市民が身近な場所で学習できる機会の充実、スポーツに親しむ環境づくりに努め、「教育は日立市で」と思われる教育や「スポーツによるまちおこし」の実現を目指し、本市ならではの取組を推進してきました。

これまで蓄積された本市教育の良さをいかしながら、情報技術の急速な進展や人口減少・少子高齢化など、社会的変化に主体的に向き合い、未来を拓き、活躍できる人材を育むまちづくりを進めます。

また、ユネスコ無形文化遺産「日立風流物」や国指定史跡「長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡」などの文化財、「ひたち市民オペラ」、「日立シビックセンター」などの多様で地域の特徴ある伝統文化・芸術資源をいかすとともに、子どもの頃から広く市民が文化・芸術に触れる環境づくりを進めることにより、様々な分野での交流の促進を図ります。

① 「生きる力」の育成と学習環境の向上（学校教育）

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、自ら学び考え、未来を拓く「生きる力」を培うとともに、よりよい学習環境の確保のため、学校再編を進めながら、家庭や地域と共にある学校づくりを推進します。

② 大学等との連携による将来を担う人材の育成（高等教育等）

大学や中高一貫教育校、高等学校を始めとする様々な教育機関と連携しながら多様な教育支援を行うことにより、まちの持続的な発展をけん引する人材の育成を推進します。

③ 学びの機会の充実と地域・家庭の教育力向上（生涯学習）

市民一人一人が自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、誰もが、いつでも、どこでも学び続けられる生涯学習の機会の充実に取り組むとともに、地域や家庭における教育力の向上に向けた取組を推進し

ます。

④ 多様な文化・芸術の推進（文化・芸術）

地域の特徴ある伝統文化・芸術資源の活用や関連施設の魅力向上、市民の様々な活動への支援などに取り組み、市民が身近に多様な文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。

⑤ 青少年の健全育成の推進（青少年育成）

次代を担う青少年の豊かな人間性とふるさとひたちの郷土愛を育む機会の充実に努めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した健全育成活動に取り組みます。

⑥ 誰もが親しめるスポーツの推進（スポーツ）

子どもから高齢者まで、幅広い年代の方が、健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民が身近にスポーツに親しめる生涯スポーツの環境づくりを進めるとともに、スポーツイベントの開催による交流人口の拡大など、スポーツを活用したまちづくりを進めます。

⑦ 多文化交流の推進と平和の継承（都市交流・平和）

国際親善姉妹都市や国内親善・友好都市を始めとした多様な都市と、教育・文化などの各分野で交流の促進を図るとともに、国際情勢が変化・複雑化する状況においても、平和宣言都市として、平和の大切さについて学び、体験できる機会の充実に図り、その継承に取り組みます。

大綱3 産業 「多様な活力があふれる産業のまち」

目標 ものづくりのまちとして培ってきた知恵や技術をいかし、活力ある産業のまちづくりを進めます。

本市は、グローバル展開する大企業を中心に、関連企業が集積する「ものづくりのまち」としての歴史を育みながら、貴重なまちの資産をいかすとともに、茨城港日立港区第3ふ頭地区の整備や第5ふ頭地区の活用など産業基盤の整備、さらには農商工連携や観光産業の推進に取り組むとともに、地方版ハローワークの設置等により、雇用の確保と創出に努めてきました。

今後も、本市産業の基盤となるものづくり企業の足腰を強化するため、産業構造の変革や本市特有の大企業の再編といった社会経済情勢の大きな変化にいち早く対応できる支援に取り組み、日立地区産業支援センターの活用や産学官の連携による「ものづくりのまち」として更なる成長と新産業の創出を推進します。

また、海や山などの豊かな自然や、特産の農水産物など、多様な産業資源に恵まれたまちでもあり、これらの磨き上げによる観光振興や商業の活性化、農・林・水産業の担い手確保と地場産品の活用など、産業間の連携を強化することにより、活力ある産業のまちづくりを進めます。

① 競争力のあるものづくり産業の振興（工業）

顕在化した技能の伝承や事業承継といった企業が抱える課題解決への支援を進めるほか、DXや脱炭素化、サプライチェーン再構築といった産業構造の変革へ対応するための支援により、社会経済情勢の大きな変化に対応できる競争力の強化やイノベーションの創出を図ります。

② 生活に寄り添う商業機能の維持・充実（商業）

多様化する消費者ニーズへの対応や、空き店舗等のリノベーションに対する支援を強化しながら、商店街の機能維持と魅力向上を図ります。

また、超高齢社会を迎える中、地域や民間事業者と連携しながら、日常生活を支える買物環境の維持・充実に努めます。

③ 持続可能な農・林業経営の支援（農・林業）

新たな担い手の育成や地域の特性に応じた経営基盤の強化を図りながら、地場産品を活用した付加価値の高い商品開発や産業間の連携などによる経営の多角化を推進し、農業経営の持続化と安定化を図ります。

また、豊かな森林資源を次世代につないでいくため、森林所有者の意向を把握するとともに、森林の適切な保全・管理に努めます。

④ 持続可能な水産業の振興（水産業）

漁業協同組合を始めとする関係団体の支援や担い手の確保と育成、先端技術の活用による生産活動の省力化、産業間の連携などによる魅力的な水産物の供給により、経営の基盤強化と安定化を図ります。

⑤ 物流ネットワーク拠点の更なる活用（物流）

「茨城港日立港区」は、完成自動車の物流拠点としての機能に加え、エネルギー供給拠点として日立LNG基地を有しており、多様な物流需要にも対応できるよう、更なる活用を図ります。

⑥ 産業集積の機能強化と企業立地の促進（産業立地）

ものづくり産業の集積や物流ネットワークの強みをいかしながら、新たな立地環境の整備や、優遇制度を活用した企業誘致を促進し、地元若者や女性、本市への移住者等の新たな雇用の受皿の創出を図ります。

⑦ 魅力ある資源をいかした観光の振興（観光）

市民が誇りとする「さくら」、「ものづくりの歴史」など本市が有する観光資源の磨き上げを始め、様々な観光拠点施設の魅力向上、積極的な観光情報発信の強化、特産品等の開発、さらには、海、山の豊かな自然環境を活用したサイクルツーリズムやロングトレイルなどのニューツーリズムの創出等により、魅力とにぎわいがあふれる観光地域づくりに取り組みます。

⑧ 多様な働き方の推進と就業支援（創業・雇用・労働）

きめ細かな就業支援などにより、雇用対策の充実を図るとともに、性

別、年齢及び国籍等を問わず、様々な人材の多様な働き方を支援することで、市内企業の人材の確保や定着を図ります。

また、若者や女性の起業支援を始め、事業者の創業支援を図るとともに、事業を安定的に継続できるよう、状況に応じた課題解決を支援する確かなサポートを実施します。

大綱 4 都市基盤 「都市環境が充実した魅力あるまち」

目標 都市機能が集約され、機能性や利便性が高く住みやすい都市をつくり
ます。

本市は、人口減少・少子高齢化の時代においても持続可能なまちであり続けるため、市内に5つのJR駅を有するという特性をいかして、駅周辺を中心とした「生活利便性と交通利便性が高いコンパクトなまち」を目指し、大甕駅周辺の整備や、常陸多賀駅周辺整備の検討、バス高速輸送システム「ひたちBRT」の整備等を進めてきました。

今後も、コンパクトで利便性が高い、快適なまちづくりを進めるとともに、都市活動の基盤であり、市の重点課題である幹線道路の整備促進に引き続き取り組むほか、中心市街地のにぎわいづくり、若者世代の移住・定住の促進、住宅団地における居住環境の維持や空き家等の既存ストックの有効活用などに取り組み、安全・安心で魅力あふれるまちづくりを進めます。

① 誰もが安心して住み続けられる活力ある市街地の整備（市街地整備）

鉄道駅周辺やひたちBRT沿線など、市内各所の拠点を中心に都市の機能を高めながら、生活利便性や移動利便性の維持・向上を図るコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を実現するとともに、良好な都市景観の保全・形成などにより、更なるまちの魅力向上を図ります。

② 安全・安心・快適な暮らしと都市の活力を支える道路整備（道路交通体系）

まちの活性化や産業の振興を図るため、国道6号大和田拡幅や日立バイパスの早期完成、国道245号及び国道293号の4車線化等、広域的な交流の基盤となる主要な幹線道路の整備を促進するとともに、鮎川・城南道路など、主要な幹線道路を補完する道路の整備を推進します。

また、日常生活に不可欠な生活道路の計画的な整備や維持・補修、橋梁^{りょう}等の老朽化対策などにより、災害時にも対応できる、強靱で円滑な道路交通体系を構築します。

③ 人と環境にやさしい公共交通体系の構築（公共交通体系）

次世代モビリティ、MaaSなどの先端技術の先駆的実装の支援やひたちBRTの整備を進めるとともに、路線バスの維持・確保に向けた路線再編の検討や、乗り合いタクシーなどの地域の実情に合った交通手段の導入により、交通利便性の向上を図ることで、高齢化や環境問題に配慮した人と環境にやさしい公共交通体系を構築します。

④ 緑豊かで快適な都市空間の創出とさくらによるまちづくり（公園緑地・さくら）

市民が安全で快適に利用できるよう、公園・緑地の整備や市民との協働による管理を進めるとともに、市のシンボルである「さくら」をいかしたまちづくりを進めます。

⑤ 気候変動による水害リスクを軽減する河川・水路の整備（河川・水路）

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、市民の生命と財産を守るため、豪雨により氾濫のおそれのある一級河川久慈川や二級河川十王川の改修事業の促進を始め、市内河川・水路の流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を進めます。

⑥ 質の高い住環境の整備（住環境・定住）

多様化するライフスタイルに応じた住宅の供給促進や市営住宅の適正な運用、山側住宅団地を始めとした住宅団地における居住環境の維持、既存ストックとしての空き家の有効活用への取組などにより、誰もが暮らしやすく、質の高い住環境の整備を図るとともに、子育て世帯などの若年世代に対する支援により、市外からの移住を含めた定住を促進します。

⑦ 安全で安定した上下水道サービスの提供（上下水道）

老朽化の進んだ管路や基幹施設の更新と併せた耐震性の向上など、災害に強く安定供給が確保された強靱な上下水道を整備するとともに、人口減少を踏まえた効率的で持続可能な上下水道事業の経営に取り組みます。また、浸水被害の抑制を図るため、雨水排水施設の老朽化対策を進めます。

大綱5 生活環境 「自然と調和した安全・安心のまち」

目標 循環型社会の形成と、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

本市は、「ものづくりのまち」として発展する中で、市民や企業との協力により、煙害を克服したという誇るべき歴史を有しています。その経験をいかし、「環境都市・日立」を宣言し、自然環境と産業の調和した持続可能な社会の創造に向けて、様々な環境への取組を積極的に進めてきました。

今後、ごみの減量化・再資源化を進めるとともに、災害発生時のエネルギーのレジリエンス向上の観点を視野に入れた再生可能エネルギー等の導入や活用の促進など、脱炭素化に向けた取組を積極的に進め、先進的な循環型社会の形成を推進します。

また、災害や犯罪などから市民の暮らしや財産を守るため、防災・減災や防犯、交通安全などに、市民と行政の協働により積極的に取り組んできました。

今後、起こり得る全ての災害に対して、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を行うとともに、消防・救急体制の更なる充実を図ります。

さらに、事件、事故を未然に防ぐため、防犯対策、交通安全対策を推進するなど、市民が安全に、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

① 自然との共生と脱炭素社会の推進（自然環境の保全と創造）

自然を守り育て、自然と人が共に生きる意識の啓発を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進など、環境への負荷を最小限にとどめる脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

② 環境にやさしい社会の形成（ごみ・資源）

ライフスタイルの変化に対応したごみ処理体制の見直しを進めるとともに、ごみ及びし尿処理施設の適正な維持管理や長寿命化を図りながら、ごみの減量化・資源化を更に進めることで、循環型社会の形成を推進します。

③ 消防・救急・救助体制の充実・強化（消防・救急）

各種災害や緊急時に、迅速かつ的確に対応するため、老朽化した施設の更新や消防資機材の充実など、消防力と救急救助体制の強化を図ります。

また、市民の防火意識の啓発や消防団等との連携強化により地域防災力の向上を図ります。

④ 災害に強いまちづくりの推進（防災・減災）

災害の被害を最小限に抑えるため、災害リスクに備えたインフラ等の強靱化を始め、情報収集・伝達体制や避難所機能の強化、緊急避難先の確保など防災体制の充実を図ります。

また、市民の自助、共助意識の向上のため、地域における自主防災活動の支援などにより、市民の防災意識の醸成を図るとともに、新たな感染症や大規模な事件・事故などの発生に対しても、適切かつ速やかに対応できる危機管理体制づくりを進めます。

⑤ 日常生活における安全・安心の確保（防犯・交通安全）

駅前などの公共空間において、快適で犯罪の少ない空間の形成を進めるほか、地域防犯活動を支える人材育成、防犯に関する意識の啓発などにより、地域ぐるみの防犯のまちづくりを促進します。

また、高齢者や子どもなど、交通弱者の安全を一層確保するため、交通安全意識の普及・啓発や自転車利用者のマナー向上に努めます。

⑥ 多様化する墓地需要等への対応（墓地・葬祭場）

今後の本格的な超高齢社会の到来を見据え、墓地や葬祭等に対する多様なニーズに対応する取組を行うとともに、今後の利用動向を踏まえた墓地・葬祭施設の整備・運営に努めます。

大綱 6 協働・行政経営 「みんなで創る持続可能なまち」

目標 協働と共創で未来へつながるまちづくりを進めます。

これまで本市では、コミュニティを始め、NPO法人・ボランティアなどの各種市民団体、企業、大学等の多様な主体との協働により、きめ細かなまちづくりを進めてきました。また、市民の声を聴き、積極的にまちづくりに反映するとともに、市民に本市の施策や魅力を知ってもらえるよう、きめ細かな情報の発信に努めてきました。

今後も、本市が将来にわたって持続可能なまちであり続けるため、多様なまちづくりのパートナーとの情報共有・連携をより一層進め、相互に協力しながら、協働によるまちづくりを進めます。

また、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応した不断の行財政改革に取り組み、市民サービスの向上と効率的・効果的な行財政運営に努めてきました。

人口減少や少子高齢化の進行により、歳入の減少や歳出の増加が見込まれる中で、引き続き、健全な行財政運営を維持するため、財源の確保や徹底した経費の縮減などに取り組みながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、継続的な行財政改革に取り組みます。

さらに、市民一人一人の生活や価値観が多様化する中であっても、若者や女性を始め、全ての人が生き生きと、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めます。

① 持続可能なコミュニティ活動（コミュニティ活動）

これからの時代にふさわしいコミュニティ組織であり続けるための支援を行うとともに、行政とコミュニティが連携・協働しながら、地域の課題解決や魅力的なまちづくりなどに取り組み、地域の活性化を図ります。

② 市民の多様な活動と支え合いのまちづくり（市民の多様な活動）

NPO法人・ボランティアなどの各種市民団体の設立や、これらの団体が取り組む多様なまちづくりなどの活動を支援するとともに、更なる連携・協力体制の構築を図ることで、支え合う意識の醸成を図ります。

③ 企業、大学等との連携・協働（産学官連携）

県内外の企業や大学、研究機関等と連携・協働し、新たな発想や取組の創出による地域の活性化を図るとともに、高度な知識と技術を兼ね備えた人材の育成等を図ります。

④ 誰もがかがやける社会の形成（男女共同参画・若者応援・多文化共生）

男女が共に協力し、支え合うなど、全ての人が互いを尊重し、多様性への理解を深めることができるよう啓発に努めるとともに、仕事や家庭、地域などのあらゆる場面で、誰もがかがやきながら、心豊かに生活することのできる社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

また、地域の将来を担う若者世代が、自分らしく生きながら、本市を舞台にしっかりと活躍できるよう、「若者が挑戦できる環境づくり」や「若者が集まる場づくり」、「若者が成長できる環境づくり」などを進め、若者がより一層かがやくことができるチャンス・機会の創出に継続的に取り組めます。

⑤ 市民と市政をつなぐ広聴と戦略的な広報（広聴広報・シティプロモーション）

市民のニーズを施策にいかしていくため、引き続き、市民の意見や提案を把握する機会の充実に努めるとともに、市民が気兼ねなく相談することができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、市報やホームページ、SNSなどの多様なメディアを最大限に活用し、「伝わる広報」を実践するとともに、本市の良さに共感する人を増やすため、ひたらしさなど、更なるシティプロモーションにより市の魅力の効果的な活用・発信に努めます。

⑥ 効率的で持続可能なまちづくり（デジタル化・行財政運営）

持続可能なまちづくりに向け、行政・地域社会のデジタル化の推進に取り組めます。

また、公共施設等の適正な管理運営、多様な行政課題に対応できる組織力の向上など、様々な視点から不断の行財政改革に取り組み、選択と集中を図りながら、効果的な財源配分を行うとともに、民間活力の活用

や、新たな財源確保の取組などにより、安定した財政基盤の確立に努め、市民サービスの向上と効率的・効果的な行財政運営に努めます。